

船舶事故調査報告書

平成28年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 明（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年2月3日 08時28分ごろ
発生場所	京都府伊根町新井漁港北東方沖 新井港防波堤灯台から真方位028° 1,400m付近 （概位 北緯35° 42.2′ 東経135° 18.8′ ）
事故の概要	漁船第十一新井崎丸は、定置網の揚網作業中、甲板員1人が揚網機に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成28年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一新井崎丸、19トン KT2-1023（漁船登録番号）、有限会社新井崎水産 22.13m×5.18m×1.80m、FRP ディーゼル機関、400kW（漁船原簿謄本による）、平成3年6月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月28日 免許証交付日 平成24年6月27日 （平成30年3月27日まで有効） 甲板員A 男性 24歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか12人が乗り組み、若狭湾西部に3か所設置した定置網で漁獲物を捕獲する目的で、平成28年2月3日06時30分ごろ新井漁港を発し、07時50分ごろ2か所目の京定第23号と称する定置網に到着して船首を北西に向け、漁獲物の捕獲の位置についた。 本船は、漁獲物の捕獲に際し、定置網の周囲に沿って張られた固定ワイヤに取り付けられている索（直径約26mm、長さ約120mの化

	学繊維製索、以下「さかやり」という。)を、左舷側の船首尾でそれぞれ1本、合計2本を取り、さかやりを操作する甲板員(以下「やりつかい」という。)として船首尾に各1人を配置していた。 本船は、落とし網に集まった魚を捕獲する目的で船長と甲板員等を左舷側に並べて配置し、船首尾の各さかやりを引いて左舷方へ横移動し、また、船長と甲板員等が引き綱により落とし網を引き寄せていた。 本船は、魚の積込み位置に到達すると、やりつかいの操作する船首尾のさかやりによって固定され、舷側に並んだ甲板員が落とし網に集められたいかを船首側へ、その他の魚を船尾側に集める仕分けを行った。 本船は、漁獲物の仕分けが終わり、魚倉に海水が張られていかを移す準備が行われていた08時28分ごろ、左舷船首寄りの甲板員の1人が、いかをすくうタモ網を取ろうとして右後ろを振り向いたとき、回転する揚網機に巻き込まれた甲板員Aを認め、別の甲板員と2人で甲板員Aを抱きかかえて揚網機船尾側の甲板上に下ろした。 本船は、本事故の発生を知った船長が、直ちに操業の中止を指示し、船舶所有者に無線で報告して新井漁港に戻った。 船舶所有者は、船長から報告を受け、救急車を要請した。 甲板員Aは、救急車により、病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は外傷性心タンポナーデと検案された。 (付図1 事故発生場所概略図、付図2 一般配置図、付図3 事故発生状況概略図、写真1 揚網機、写真2 定置網模型 参照)
その他の事項	定置網は、3個の囲い網と1個の垣網によって構成され、垣網に沿って誘導された魚が、運動場と呼ばれる囲い網に入り、漏斗状の網を抜けて箱網に誘導され、さらに漏斗状の網を通過して落とし網(第2箱網)に集められていた。 捕獲作業は、落とし網の入口である漏斗状の場所に本船を横付けして行うものであった。 本船は、捕獲作業を終えて定置網から離れる場合、やりつかいにより周囲の固定ワイヤに取り付けられている索(直径約26mm、長さ約40mの化学繊維製索、以下「流しやり」という。)を右舷側の船首尾に各1本取り、さかやりを放し、右舷船首尾に設置された各油圧キャプスタンで流しやりを巻いて右舷側に横移動していた。 船長は、作業の責任者として操業の指揮をとっていた。 甲板員Aは、5年以上の定置網漁の経験があり、やりつかいを任すことができる技能があると認められていた。 乗組員は、船首の流しやりが揚網機で巻かれていたことを本事故後に確認した。 揚網機等の漁労機器は、油圧式で、捕獲作業を始める前に操舵室に

	ある起動スイッチで一括して起動されていた。 揚網機は、接触させた２個のゴムタイヤを回転させて網を引き込むもので、側面には、網が入る側での作業が危険であること、タイヤの回転方向を確認して作業することなどの注意事項が表示されていた。 本船では、揚網機を海草などが着いて汚れた網を揚げるときだけに使用しており、流しやりを巻くときは油圧キャプスタンを使用していた。 揚網機の操作レバーには、誤操作防止用のストッパーがついていた。 甲板員Ａは、本事故時、ヘルメットをかぶり、作業服、カッパ上下を着用し、長靴を履き、救命胴衣を着用していなかった。 甲板員Ａは、本事故当時、健康状態が良好であるように見えた。 本船の甲板上は、滑りやすいという状態ではなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 甲板員Ａの死因は、外傷性心タンポナーデであった。 本船は、新井漁港北東方沖の定置網において、漁獲物の捕獲作業中、甲板員Ａが、揚網機に巻き込まれたことから、死亡したものと考えられる。 甲板員Ａが揚網機に巻き込まれるに至った状況については、甲板員Ａが本事故で死亡していることから、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が、新井漁港北東方沖の定置網において、漁獲物の捕獲作業中、甲板員Ａが、揚網機に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。
参考	本事故後、船舶所有者は、揚網機を１人で操作しないよう、また、揚網機にカバーをかけ、揚網機の使用方法的指導の徹底を行った。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 漁労機器等を使用目的外の作業に使用しないことが望ましい。 ・ 回転する漁労機器等にはみだりに近寄らないこと。

付図3 事故発生状況概略図

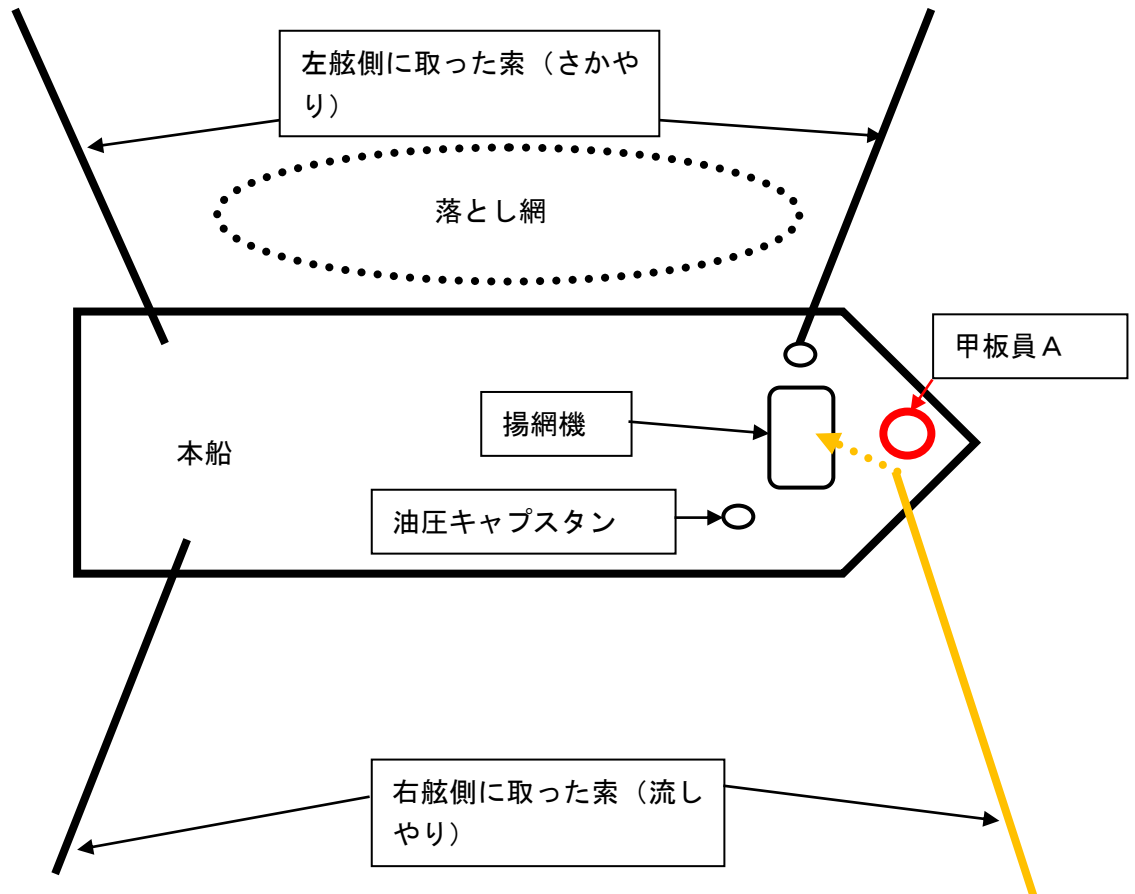


写真1 揚網機



写真2 定置網模型

